

第二十七号議案

江戸川区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者
江戸川区長
齊藤
猛

江戸川区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第五十九条の四第一項の規定により適用される法第十二条の四第二項の規定に基づき、江戸川区における一時保護施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号。以下「府令」という。）で使用する用語の例による。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準)

第三条 法十二条の四第二項の規定による条例で定める基準は、この条例に特別の定めがあるもののほか、府令の定めるところによる。

(夜間の職員配置)

第四条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間において、幼児並びに男子及び女子の少年の区分に応じ、それぞれ職員一人以上を置かなければならない。

(委任)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(説明)

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の四第二項の規定に基づき、江戸川区における一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるので、本案を提出いたします。